

公益社団法人秦野市シルバー人材センターひまわりの会
設置要綱

(平成20年9月3日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）のひまわりの会（以下「本会」という。）の設置に関し必要な事項を定め、女性会員相互の連帯を強め、積極的にセンター事業の推進に協力することを目的とする。

(組織)

第2条 本会は、センターの女性正会員及び女性賛助会員で組織する。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 女性会員の活性化を促し、女性会員を増強すること
- (2) 女性会員のネットワークを充実させ、女性会員の就業の場を拡大すること
- (3) 女性会員の特性を生かした、独自事業に取り組むこと
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと

(役員)

第4条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 14名

2 幹事は、地域班及び職群グループの女性会員の中から選出する。

3 会長及び副会長は、幹事の中から互選とする。

(役員職務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、本会に関する職務を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、センター定款第26条に規定する役員任期を準用する。

(顧問及び相談役の設置)

第7条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が役員会に諮って選任する。

(会議の種類)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が召集する。

(会議の開催及び運営)

第9条 総会は、毎年1回開催し、議長は、会長が務める。

2 役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長が議長を務める。

3 役員会の決定事項については、次の総会において報告する。

(経費)

第10条 本会の経費は、センターの予算を以って充てる。

2 本会の役員には、その職務執行の対価として報酬及び費用を支給することができる。その額については、別表1のとおりとする。

(庶務)

第11条 本会の庶務は、センター事務局が担当する。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関して必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年9月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の適用事業は、平成20年10月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター第56回定時総会終結の日から施行する。

別表 1

役職	報酬額	費用
幹事	1,500円	車賃実費

